株式会社尾山台不動産
TEL　03-5707-4003
FAX　03-5707-4004

解　約　通　知　書

貸主＿＿＿＿＿＿＿＿様

このたび、次のとおり貴殿との賃貸借契約を解約したく、ご通知いたします。

解約届出日	年　月　日	契約開始日	年　月　日	住宅使用期間	約　年　ヵ月
契約解約日	年　月　日　（解約届出翌日より　１ヶ月の予告期間が必要です。）				
解約物件の表示	（名称）　　号室				
転居先住所 連絡先	〒 携帯電話　　―　　―				
敷金返還先 (振込手数料借主負担)	銀行　　支店　　普通・当座・(　　)				
	口座番号　　口座名義人				
※お願い※	ゆうちょ銀行以外の金融機関名をお書きください。ゆうちょ銀行以外の口座をお持ちでないお客様は事前に当社にご連絡ください。				
明渡し立会希望日	年　月　日　午前・午後　時				
氏　名	印				

《解約について》・・・必ずお読みください

①　解約日	貸借契約書解約の条項に基づき、届出翌日から起算して　１ヵ月の解約予告期間が必要です。
②退去（明渡し）	退去は、住宅を明渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。 なお、鍵の返還以降は契約解約日以前でも住宅の使用はできません。
③賃料等	契約解約日以前に住宅を退去されても、契約解約日まで賃料はお支払頂きます。
④注意事項	①　解約通知書を当社にご提出いただいた後の解約キャンセルはお受けできません。 必ず退去することが明確になった時点でご提出ください ②　明渡立会希望時間に当社スタッフがお部屋にお伺いした際には、室内は何も無い状態にしてください。引越作業中では室内確認ができません。その場合には翌日以降、再度立会日を設定していただきます※賃料に関しては再立会日までお支払頂きます。 ③　明渡立会希望時間の変更は立会日の前日までとします。当日の場合は対応致しかねますので予め時間に余裕をもって設定してください。 ④　明渡立会日までは通電しておいてください（暗いと室内確認ができません） ⑤　明渡立会時間　**当社定休日水曜・祝日を除く午前 10 時～午後 5 時 30 分** 時間厳守 **※夏季休暇・冬期休暇・GW休暇・その他当社規定の定休日を除く※**
⑤鍵・取扱説明書	鍵（複製した鍵含む）および取扱説明書一式を全てご返却ください。
⑥解約精算書 敷金返金(振込)	**解約精算書の発送日から１０日間ご連絡ない場合には、解約精算書の内容を了承頂いたものとします。**返金額は振込手数料を引かせていただいた金額となります。 (金融機関で振込手数料額は異なります)返金手続き完了後は、解約精算書の内容に対する異議申し立ては一切お受けできませんので予めご了承下さい。

受付　　年　　月　　日

解約通知書・別紙

公共料金等	**電気･ｶﾞｽ･水道・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ**は、各機関に事前連絡を行い、退去日までの料金を精算して下さい。 **◆東京電力** ℡ ０１２０－９９５－００１ **◆東京ｶﾞｽ 引越し専用ﾀﾞｲﾔﾙ** ℡ ０５７０－００２２１１ **ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙが使えない場合** ℡ ０３－３４２６－１１１１ **◆水道局お客様ｾﾝﾀｰ** ℡ ０３－５３２６－１１００
家財・ゴミ等	お引越しの際は、ご自身の家財・備品・什器等を完全に撤去し、室内・ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ・共用部に不用品やｺﾞﾐを残さず処理してください。粗大ｺﾞﾐは事前に受付ｾﾝﾀｰへ連絡のうえ、退去日までに片付けてください。 **◆世田谷区粗大ごみ受付ｾﾝﾀｰ** ℡０３－５７１５－１１３３
火災保険の解約	火災保険の契約期間が１ヶ月以上残っている場合には、保険料の返戻が受けられますので、事前に下記連絡先までお申し出ください。 ~~**◆AIU損害保険異動解約ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ ℡０１２０－５６５－７７３**~~ **◆宅建ファミリー共済** **初回契約時にお渡ししました長型３号のご案内の中に、** **解約依頼書が入っております。そちらを直接左記企業宛に提出して下さい。**